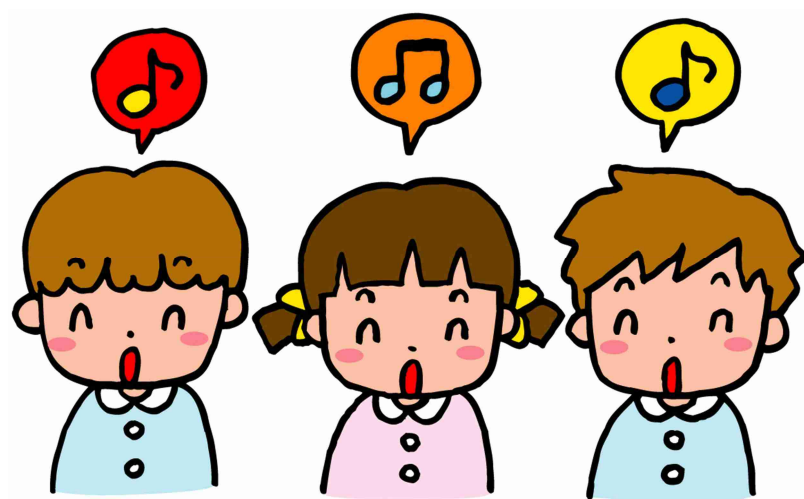


幼稚園入園のてびき

兼 重要事項説明書

保育園

0・1・2歳児用



本 巢 市

本巢市役所 教育委員会 幼児教育課 幼児教育係
〒501-0491 本巢市早野255番地
TEL (058) 323-7753
FAX (058) 322-2130

目次

公立保育園について

1. 幼稚園とは 2. 保育園とは 3. 保育の実施基準について	1
4. 入園の承諾について 5. 途中入園申込について	2
6. 保育料について 7. 保育用品について	3
8. 申し込みに必要な書類について	4
9. 保育所の名称、定員、所在地について	5
10. 保育園の通園区域について	9
11. 保育時間について	10
12. 土曜保育について	11
13. 広域入所について 14. ならし保育について 15. 給食について	
16. 児童の送迎について 17. 「災害共済給付制度」加入について	12
18. 緊急時の対応について 19. 非常災害対策について	
20. 虐待の防止のために	13
22. 本巣市保育の必要性の認定基準表	16
23. 本巣市保育園入園利用調整表	17
24. 令和9年度 保育園保育料納期限一覧表	18
25. 保育料基準額表	19
26. 教育・保育給付認定申請について	20

小規模保育園について

21. 小規模保育園について	14
もものおと保育園	15

幼稚園(保育園)入園について

1. 幼稚園とは

市内すべての幼稚園と保育園は、幼稚園として運営しています。

3歳児未満……………保育園

3歳児 }
4歳児 } ……………基本的に幼稚園形態
5歳児 }

幼稚園とは幼稚園と保育園を一体的に運営する施設の名称です。例えば根尾幼稚園は、根尾幼稚園と根尾保育園の2園からなります。

2. 保育園とは

保育園は、保護者のみなさんが働いていたり、病気などのため家庭において必要な保育を受けることが困難である（保育が必要である）お子さんをお預かりして保育する、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

3. 保育の実施基準について

保育園への入園ができるのは、本巣市の住民で、児童の保護者が次のいずれかの事情にある場合です。なお、児童と同居している保護者以外の親族（例：祖父母・おじおば）で、保育を実施する時点において18歳未満65歳以上の方は、保育にあたることが出来ない方と判断します。

- ① 1ヶ月において、60時間以上労働（日常の家事以外の仕事）をすることを常態としていること。
- ② 妊娠中であるか、または出産後間がないこと。
（入園期間は、出産予定月の前後を含む4ヶ月。）
- ③ 疾病、負傷または心身の障害のため保育をすることができないこと。
- ④ 同居の親族（長期間入院などをしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。（入園期間は、災害救助法の定義により床上浸水以上半壊までは6ヶ月、全壊については1ヶ年とします。）
- ⑥ 求職活動を継続的に行っていること。
（入園期間は、2ヶ月。）
- ⑦ 就学又は職業訓練を受けていること。
- ⑧ 児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあり、保育を行うことが困難であること。
- ⑨ 育児休業をする場合

1.本市の運用による継続利用（申請書が必要）

0歳児から5歳児の子どもの保護者が、きょうだいの出産により育児休業を取得する場合、既に入園している児童がおり、勤務先の育児休業制度を利用して休業し、出産した子どもが原則満1歳になる誕生日の月末までに保護者が職場に復帰する場合。（出産した子どもが定員超過等の理由により保育園等に入園できなかった場合には、満2歳の誕生日までに復帰する場合。）

2.申立書による継続利用

- I 次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合
- II 保護者の健康状態やその子どもの発達環境の変化が好ましくないと考えられる場合

- ⑩ 上記に類するものとして教育委員会が認める事由に該当すること。

4. 入園の承諾について

児童の家庭を中心にして、保育が必要であるかを保育の実施基準から判断して入園を承諾します。

入園希望者が保育園の定員を超えた場合は、お子さんの保育を必要とする理由によって、入園すべき必要性の高いお子さんから順次入園を決定します。

保育の必要性の順位は、本巣市保育所の入所に関する取扱要領にある本巣市保育の必要性の認定基準表（16 ページ）により、保護者の実施指数を合算し、指数の高い順から入園していただきます。

ただし、以下の場合については、本巣市保育園入園利用調整表（17 ページ）の指数を加算することにより、優先入園とします。

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要である場合
- ⑤ 子どもが障害を有する場合
- ⑥ 保護者が市内の保育施設で就労する場合
- ⑦ 育児休業明け
- ⑧ 既に在園している兄弟姉妹がいる児童で、同一の園への入園を希望する場合
- ⑨ 兄弟姉妹が同一の園の利用を希望する場合
- ⑩ 既に在園している児童で、継続して入園を希望する場合
- ⑪ 小規模保育事業等の卒園児童

第1希望の保育園に入園できない場合は、第2希望、第3希望の保育園へ入園していただくか入園をお待ちいただくこととなります。

入園を希望する保育園名は、第3希望の保育園まで記入されることを推奨します。

5. 途中入園申込について

5月1日以降の途中入園を希望される場合は、入園希望月の前月1日（市役所閉庁日の場合は、翌開庁日）から15日（市役所閉庁日の場合は、前開庁日）まで入園申し込みを受付します。入園は原則として月の初日からとなります。



6. 保育料について

通常保育料は、入園児童と世帯・生計を同じくする父母（ただし、生計の主宰者が父母以外の場合は主宰者）の市町村民税課税状況で決定します。

市町村民税は、毎年6月に賦課決定がなされるため、直近の所得状況を保育料の額に反映させる観点から、年度の途中において保育料の変更を行います。

4月から8月分保育料・・・前年度分の市町村民税額にて決定します。

9月から3月分保育料・・・当年度分の市町村民税額にて決定します。

（「保育料基準額表」（19ページ）を参照ください。）

※ 父母の収入が一定の基準に満たない場合などで、児童の祖父母と同居している場合は、家計の主宰者との合算となります。

4月から8月分の「保育料決定通知書」は4月下旬に発送を予定しています。

9月から3月分の「保育料決定通知書」は9月中旬に発送を予定しています。

長期間欠席をされても、在籍されている場合は保育料を納めることになりますので、ご注意ください。

延長保育料は、30分の延長につき、月額300円です。「延長保育申込書」に記入された時間にて毎月通常保育料と同日に振替させていただきます。

延長保育を利用されなくなる場合は「実施解除届」を、利用時間を変更される場合は「延長保育申込書」を希望月の前月の10日までに保育園へ必ず提出いただきますようお願いいたします。申し込みをされた期間中で延長保育を利用されなかった場合や、申し込みをされた時間より早く保育が終了しても、申し込みをされた期間・時間分の延長保育料をいただきます。

7. 保育用品について

園での生活に必要な出席ノートなどを準備していただく必要があります。詳細は園ごとの入園説明会にてお知らせいたします。

（カラー帽子、出席ノートなど）

その他必要な用品などがある場合は、園よりお知らせいたします。

8. 申し込みに必要な書類について

入園申し込みをされる場合は、下記の書類をご提出（ご提示）いただきます。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申込書
- ②就労（予定）証明書または保育の実施申立書（詳細は下記に記載）
- ③家庭の状況を証明（障がい者手帳、児童扶養手当証書等）できるもの（該当者のみ）
- ④世帯全員分のマイナンバーカード（又は通知カード）（記載の住所、氏名が住民票と一致するもの）
- ⑤運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きの本人確認書類
- ⑥4月～8月入園申込希望の場合で、令和7年1月1日時点で本巣市に住民登録のなかった方は、令和7年度所得課税証明書又は令和7年度市町村民税課税通知書の写し（転入前に入園申込をした方のみ）
- ⑦9月以降入園申込希望の場合で、令和8年1月1日時点で本巣市に住民登録のなかった方は、令和8年度所得課税証明書又は令和8年度市町村民税課税通知書の写し（転入前に入園申込をした方のみ）

状況証明書について

家庭において保育することができないことを確認するため、児童と同居する親族（父母及び18歳以上65歳未満の方）について「就労証明書」または「保育の実施申立書（就労以外の理由で保育が必要である場合）」が必要になります。

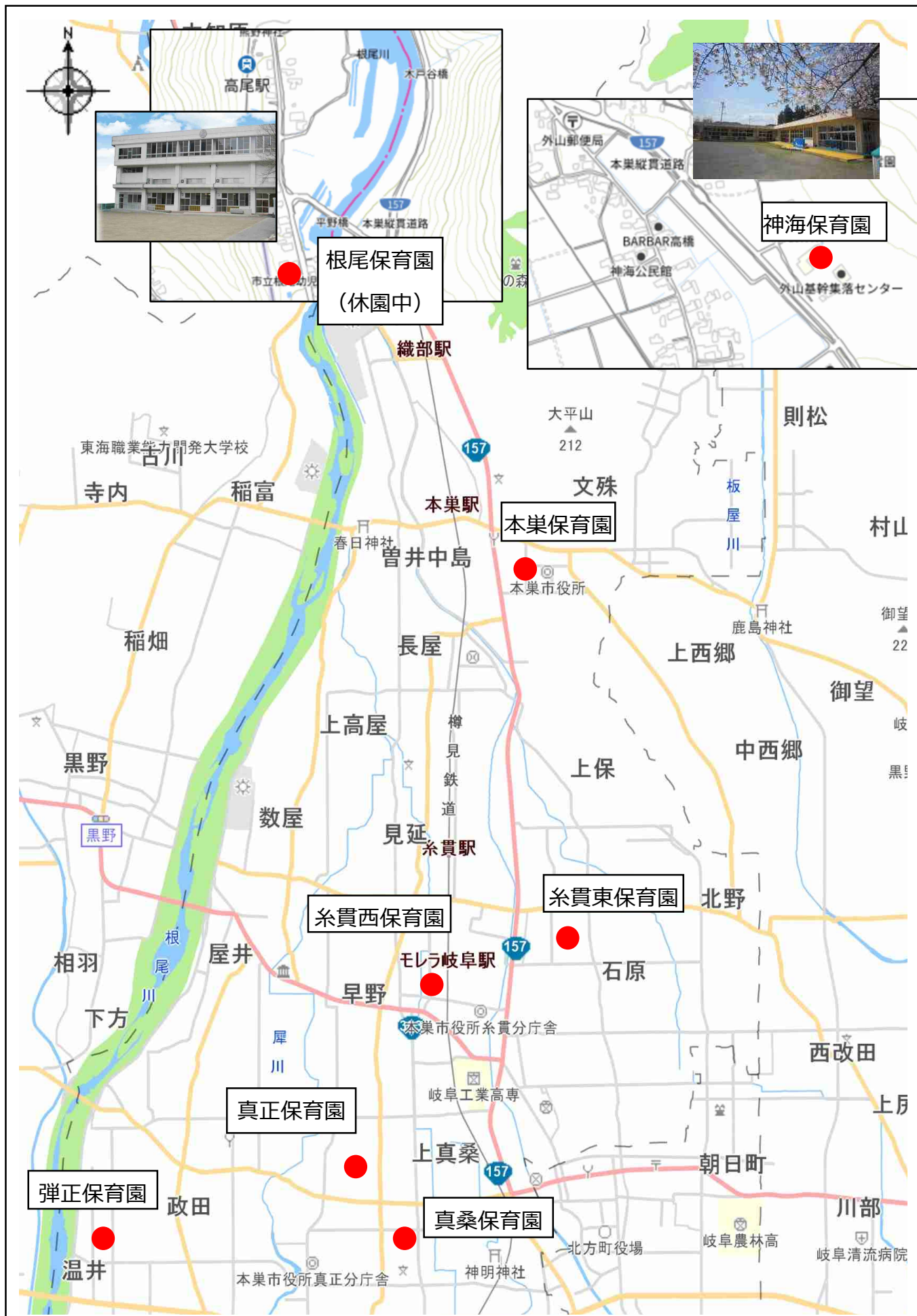
提出書類等	
家庭外・内で仕事をしている場合	父母、祖父母等、同居する親族（18歳以上65歳未満）の方の「就労証明書」
下記に該当する方は、必要書類とあわせて「保育の実施申立書」を提出してください。	
母親の出産	母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かるページ）の写し又は出産証明書
疾病・障がい等	疾病：医師の診断書（加療見込期間、乳幼児保育不可能と診断されたもの）。障がい等：障害者手帳等の写し
同居親族の介護又は看護	介護又は看護を要する証明書（医師の診断書（加療見込期間、看護人が必要と診断されたもの））
家庭の災害	災害の内容がわかる証明書等
求職活動	ハローワークが発行するハローワークカードの写し（入園後2ヶ月以内に就職を証明する就労（予定）証明書の提出が必要です。）
就学・職業訓練	在学証明書、学生証又は受講者証等及び教育課程、受講課程等の写し
育児休業（在園児の母が出産後保育に欠ける場合など）	育児休業中の在園児の母が出産し、出産児が満1歳になる誕生日の月末までに仕事復帰することがわかる「育児休業取得証明書」（仕事復帰後は「復職証明書」の提出が必要です。）

※ 入園申し込み以降、就労証明書の雇用期間が切れた場合や、求職活動から仕事を開始した場合等、変更が生じた場合は必ずその都度申し出をしていただき、就労証明書等の再提出をお願いします。

- ※ 入園申込書等の写しが必要な場合は、事前に必ずご自身でコピーしてください。
- ※ 転入予定の方であっても入園申込書は受付しますが、「申し込み時点で転入予定先が決定していること」及び「入園希望月の前月末日までに必ず本巢市に転入すること」を前提としての受付となります。
- ※ 転入予定の方は、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申込書に個人番号を記入しないでください。転入後に記入していただきます。

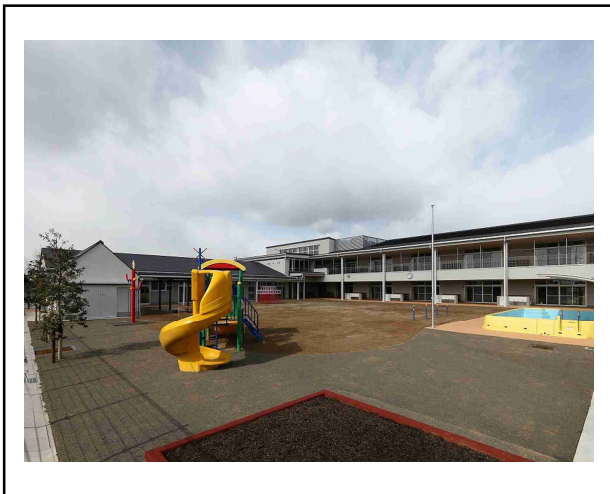
9. 保育園の名称、定員、所在地について

保 育 園 名	定 員 (3歳未満児)	所 在 地	電 話	保育年齢
根 尾 保 育 園	12名	本巢市根尾高尾775番地1	休 園 中	満1歳～
本 巢 保 育 園	50名	本巢市曾井中島1429番地2	0581-34-5011	満1歳～
神 海 保 育 園	12名	本巢市神海459番地1	0581-32-5021	満1歳～
糸貫東保育園	50名	本巢市石原39番地1	058-323-6622	満10ヶ月～
糸貫西保育園	50名	本巢市見延698番地	058-322-0015	満1歳～
真 正 保 育 園	50名	本巢市下真桑443番地2	058-324-8323	満1歳～
真 桑 保 育 園	40名	本巢市下真桑178番地1	058-323-0524	満1歳～
弾 正 保 育 園	44名	本巢市国領148番地	058-324-5518	満1歳～



附近図

本巣保育園



糸貫東保育園



糸貫西保育園



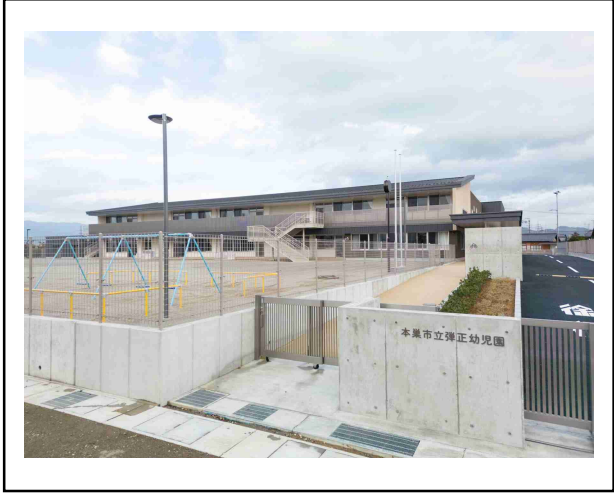
真正保育園



真桑保育園



弾正保育園



10. 保育園の通園区域について

保 育 園 名	区 域
根 尾 保 育 園 (休園中)	根尾地域の全域
本 巢 保 育 園	東川原、辻屋、中島、法林寺、西之門、中谷、武備、宝珠、上新町、新町、南当門団地、宝珠ハイツ、文殊団地、徳山団地、山口、向道、西川原、川西、向野社宅、南原ハイツ、雇用促進住宅
神 海 保 育 園	日当、金原、佐原、神海、木知原、木倉、川内
糸貫東保育園	上保、郡府、北野、春近、石原、三橋、仏生寺
糸貫西保育園	石神、上高屋、長屋、見延、数屋、有里、随原、屋井、七五三、早野
真 正 保 育 園	本郷、西町、北町、旦内北、旦内南、岐阜高専宿舎、緑町、東町、南町、大門、神明、住吉、曲り田
真 桑 保 育 園	ハツ又、プログレス真正、西軽海、軽海、十四条、管大臣、宗慶、サンハイツ小柿、田中ガーデン、小柿
弾 正 保 育 園	東村、政田更屋敷、清水、国領、竹後、溝口、下福島、温井、浅木、あさぎ苑、浅木北町、海老、天神前住宅、真正団地

※ 根尾保育園の通園区域の児童において、入園を希望される場合は、神海保育園にて保育します。

※ 本巢市教育委員会が特に必要と認めた場合は、区域外への入園もできます。（「お友達が希望する園に入園しているから」などの理由では認められません。）



11. 保育時間について

《通常保育》

保育標準時間	8:00 ~ 19:00
保育短時間	9:00 ~ 17:00

※保育標準時間・保育短時間の区分については、「施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定申請」により、保育の必要量を判断し、「教育・保育給付認定」を行い決定します。

※保育標準時間認定を受けたお子さんについても、午前9時以前または午後5時以降の保育を必要とされる場合は、「延長保育申込書」の提出をお願いします。

《延長保育》

勤務・通勤時間の都合などで通常保育時間内に送迎ができない場合は、延長保育を受けることができます。なお、希望児童が多い場合はお待ちいただく場合があります。

保育標準時間認定児童	早朝保育 7:30 ~ 8:00
保育短時間認定児童	早朝保育 7:30 ~ 9:00 薄暮保育 17:00 ~ 19:00

※ 延長保育は30分毎での申し込みです。

※ 延長保育を利用されなくなる場合は「実施解除届」を、利用時間を変更される場合は「延長保育申込書」を希望月の前月の10日までに保育園へ必ず提出いただきますようお願いします。

※ 延長保育を希望される場合は、毎年度、保育園へ事前に「延長保育申込書」（父母の就労などの証明があるもの）の提出が必要となります。

※ 糸貫東保育園の0歳児の延長保育は、1歳の誕生月の翌月からご利用いただけます。

12. 土曜保育について

土曜日の保育については、下記の園にて開所し実施いたします。

保育実施園	対象児童	開所時間
根尾保育園	根尾保育園の園児	休園中
本巣保育園	本巣保育園・神海保育園の園児	7:30～17:00 (当日の利用希望が無い場合は、上記の時間内であっても閉園いたします。)
真桑保育園	真正保育園・真桑保育園・弾正保育園の園児	
糸貫西保育園	糸貫西保育園・糸貫東保育園の園児	

利用を希望される場合は、保育園へ事前に「延長保育申込書」（父母の就労などの証明があるもの）の提出が必要となります。

- * 保育園は日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は閉所します。

《園での生活のながれ》

時間	保育内容
7:30～	早朝保育（自由あそび）
9:00～	順次登園・健康視診・持ち物の片付け なかよし遊び
10:00～	おやつ
10:30～	クラスでの遊び
11:30～	給食の準備・給食・給食の片付け
12:30～	午睡
15:30～	降園準備・順次降園（保育短時間児童）・おやつ
17:00～19:00	自由あそび・順次降園 (保育短時間児童については、延長保育)

- * 上記については、園での生活の概略を示しています。午後のおやつの時間など、園によってながれは異なりますので詳しくは園にお尋ねください。

13. 広域入所について

本巣市に住民票がある方で、父母のどちらかの勤務地が当該の市町村にあり、勤務時間の都合で、本巣市内の保育園の保育時間内に送迎ができないなどにおいて本巣市外の保育園へ月単位での入園が可能です。なお、受入市町村の事情・受入基準などにより、希望に添えない場合があります。

保育料の支払先は、私立保育所に広域入所した場合は本巣市、公立保育所や公立認定こども園に広域入所した場合は受け入れ市町村となります。また、私立認定こども園や小規模保育所に広域入所した場合は、受入先施設となります。

14. ならし保育について

乳幼児は急激な環境や生活の変化に適応しにくいものです。分離不安、情緒不安、恐怖心、心身の疲労を柔げ、徐々に集団生活に慣らすため、入園後7日間程度、ならし保育を実施します。新入園児のみ実施しますが、お子さんの状況により実施期間は異なる場合があります。

15. 給食について

3歳未満児のお子さんは、主食代・副食代ともに通常保育料に含まれます。

食物アレルギーのある場合や離乳食であるため、給食が食べることができない場合には、園児の給食の可否を判断するため、必ず園にご相談ください。

16. 児童の送迎について

3歳未満児のお子さんは、保護者の方による送迎をお願いします。

17. 「災害共済給付制度」加入について

入園児童は全員、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付保険」に加入していただきます。この制度は、保育園において児童が不慮の事故などにより負傷したときに災害給付金を給付する制度です。

加入に伴う掛金については、児童1名につき年額365円（市負担額155円・保護者負担額210円）です。生活保護世帯は金額が異なりますので必ず申し出ください。

（日本スポーツ振興センター規則の改正により額の改定が行われる場合があります。）

途中入園の児童で、他の保育園から転園をされる場合は、転園前の園名を入園申込書にご記入ください。転園前の保育園で当共済保険に加入されている場合は、新たに加入の必要はありません。

※加入掛金については年1回5月（園によって時期は異なります）口座振替します。

JAぎふでの口座登録をお願いします。（口座名義人はどなたでも可）

18. 緊急時の対応について

保育中のお子さんの体調の急変などの緊急時には、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行いますので、入園決定後、園に提出していただく児童調査票には必ず複数の緊急連絡先及びかかりつけ医のご記入をお願いします。

19. 非常災害対策について

保育園では次のとおり非常災害に備えています。

- ①消火設備、避難設備及び警報設備について、常に使用できるように整備しています。
- ②防災設備、火気取扱場所等の定期的な点検を行っています。
- ③命を守る訓練を、月に1回以上行っています。
- ④非常災害に対処するための体制を整えています。
- ⑤各室ごとに火気取扱責任者を定めています。

20. 虐待の防止のために

保育園は、お子さんの人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者を設置するなどの必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止のための研修を実施するなど、職員の意識向上に努めています。

21. 小規模保育園について

小規模保育園とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するために、6ヶ月～2歳児を保育する少人数で運営する保育園です。

(1) 公立保育園と同様の事項

保育の実施基準、定員を超えた場合の認定基準及び利用調整、途中入園の申し込み期日、申込に必要な書類については、公立保育園と同様です。

(2) 保育園の通園区域について

通園区域は市内全域です。

(3) 保育時間について

《通常保育》

通常保育時間は、公立保育園と同様です。

保育標準時間	8:00 ～ 19:00
保育短時間	9:00 ～ 17:00

《延長保育》

延長保育を行いません。

(4) 土曜保育について

土曜保育を行いません。

(5) お問い合わせが必要な事項

ならし保育の実施期間、給食に関すること、災害共済給付制度、保育料の納付方法などは公立保育園と違いますので、小規模保育園にお問い合わせください。

もものおと保育園

保育理念 その子らしく のびのびと遊び 遊びから学ぶ保育

保育方針 その子らしさを受容し、遊びを通して
人間性を豊かにし心と体の成長を促す



保育目標

も 本巣の自然を愛し愛される
地域に根ざした保育を実施します

も 木育を通して五感を育む
岐阜県産材に囲まれ、木のぬくもり、
やさしさを通し、五感を育みます

の のびのびとそだつ
自分の心に素直で、
感情豊かな子を育みます

お おだやかに過ごす
心の成長に寄り添い、
ありのままの気持ちを受け止め、
感情の安定を図ります

と とことん遊ぶ
尽きない好奇心、
探究心に全力で向き合い、
感動する心を培います



岐阜の木のおもちゃ



英語教室



リトミック



年間行事



布団持ち帰りなし



施設内イメージ



手作り給食



手作りおやつ

施設概要

施設型	小規模保育A型
実施主体	株式会社C-NOTE
保育年齢	6ヶ月から2歳児
定員	19名
保育時間	平日8:00~19:00 短時間保育9:00~17:00
住所	本巣市軽海492番地1
保育料等	保育料は公立幼稚園と同様です。 そのほかの経費につきましては、 入園説明時、事前の園見学の際に ご確認下さい。

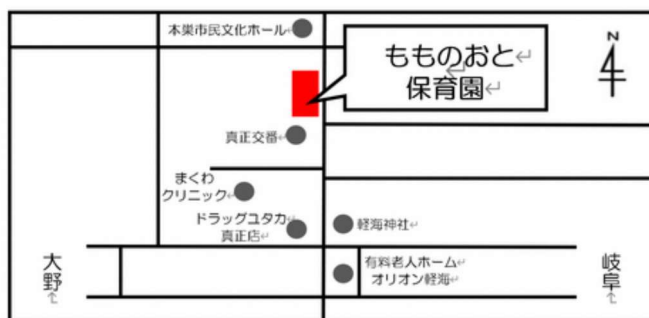
本巣市認可小規模保育所 もものおと保育園

《お問合せ先》

TEL058-200-6453 (受付時間 平日8:00~17:00)

Mail info@c-note-group.com

HP <https://c-note-group.com/momonote/>



▲HP



▲インスタ

2.2. 本巣市保育の必要性の認定基準表

保育の実施基準		保護者の状況		
類型	細目		適用	実施指数
就労	被雇用者		月160時間以上の就労	10
	(常勤・非常勤等)		月120時間以上160時間未満の就労	9
	自営業主		月80時間以上120時間未満の就労	8
	農業中心者		月60時間以上80時間未満の就労	7
	自営専従者		月160時間以上の就労	9
	家族従業者		月120時間以上160時間未満の就労	8
	農業協力者		月80時間以上120時間未満の就労	7
			月60時間以上80時間未満の就労	6
	内職		居宅内の労働で製造・加工等に従事しているもの	5
出産	出産		出産予定月の前後各2月の内、必要な期間	7
療養・障害等	療養	疾病入院	疾病等のため入院を必要とするもの	10
		臥床	疾病等のため臥床を必要とするもの	10
		一般療養	医師が加療(安静)を要すると診断したもの	7
	障害等	重度の障害等	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、要介護認定3から5に該当する程度であるもの	10
		中度及び軽度の障害等	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B以下、介護認定1・2に該当する程度であるもの	7
同居親族の介護又は看護	入院付添		おおむね1月以上同一世帯の親族の入院付添にあたっているもの	7
	居宅内介護又は看護		親族の居宅内療養等介護にあたっているもの	7
	居宅外介護又は看護		親族の居宅外療養等介護にあたっているもの	6
家庭の災害	家庭の災害		火災、風水害等で家屋が失われ復旧にあたるもの	10
求職活動	就労先未定		入園後就職先を探すもの	4
就学等	就学又は職業訓練		就学中、又は職業訓練を受けているもの	7
児童虐待等	児童虐待又はDV		児童虐待又はDVのおそれがあると認められるもの	15
育児休業	育児休業		育児休業取得時に既に保育を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること。	4

23. 本巣市保育園入園利用調整表

調整事由	調整指数
ひとり親家庭（親族等が同一住所にいない場合）	15
ひとり親家庭（親族等が同一住所にいる場合）	10
生活保護世帯	15
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	15
虐待やDVのおそれがある場合、その他社会的養護の必要性がある場合	20
子どもが障害を有する場合	15
保護者が市内の保育施設で就労する場合	8
育児休業明け	2
入園申込み時点で既に在園している兄弟姉妹がいる児童で、同一の保育所等の利用を希望する場合	13
兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	2
入園申込み児童以外に家庭内保育をしている児童がいる場合 ※介護または看護が必要な兄弟姉妹は除く	-2
入園申込み時点で既に在園している児童で、継続して入園を希望する場合	15
小規模保育事業等の卒園児童	2
正当な理由がなく保育料を滞納している場合（兄弟姉妹分も含む）	-30
その他教育長が特に必要と認める場合	教育長が必要と認める 指数

※ひとり親家庭の場合は、保護者の実施指数に2を乗じて得た指数とし、ひとり親家庭以外の場合は、父母それぞれの実施指数を合算する。実施指数及び調整事由の調整指数の合計により、指数の高い順から入園する。ただし、順位が同一である場合は、その家庭の経済状況の低い方を上位とする。

※複数の調整事由に該当する場合は、それぞれの指数を合算する。ただし、「入園申込み時点で既に在園している兄弟姉妹がいる児童で、同一の保育所等の利用を希望する場合」に該当する場合は、「兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合」の調整指数を合算しないものとする。

24. 令和9年度 保育園保育料納期限一覧表

保育料は、口座振替でお願いします。(口座振替日前には、必ず口座残高を確認してください。)

振替日は、当該保育月の翌月10日です(3月分についてのみ、当月の末日を納期限とします。)が、その日が金融機関休業日(土、日、祝祭日)にあたる場合は、その翌営業日となります。

月 別	種 別		納 期 限 (口座振替日)	曜日	備 考
4月分	保育料	延長保育料	令和9年 5月10日	月	
5月分	//	//	令和9年 6月10日	木	
6月分	//	//	令和9年 7月12日	月	
7月分	//	//	令和9年 8月10日	火	
8月分	//	//	令和9年 9月10日	金	
9月分	//	//	令和9年10月12日	火	
10月分	//	//	令和9年11月10日	水	
11月分	//	//	令和9年12月10日	金	
12月分	//	//	令和10年 1月11日	火	
1月分	//	//	令和10年 2月10日	木	
2月分	//	//	令和10年 3月10日	金	
3月分	//	//	令和10年 3月31日	金	

【保育料口座振替取扱い金融機関】

◎大垣西濃信用金庫 ◎岐阜信用金庫 ◎大垣共立銀行 ◎十六銀行
◎岐阜商工信用組合 ◎ゆうちょ銀行 ◎ぎふ農業協同組合 ◎三菱UFJ銀行

☞『口座振替依頼書』は振替希望先の金融機関へ提出してください!

25. 保育料基準額表

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		本巣市の徴収金基準額（月額）	
階層 区分	定 義	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3	市町村民税課税世帯 （均等割の額）	6,800円	5,000円
4	市町村民税課税世帯 所得割額 48,600円未満	8,300円	6,500円
5	市町村民税課税世帯 所得割額 60,000円未満	10,600円	8,800円
6	市町村民税課税世帯 所得割額 97,000円未満	13,500円	11,700円
7	市町村民税課税世帯 所得割額 169,000円未満	21,500円	19,700円
8	市町村民税課税世帯 所得割額 301,000円未満	34,000円	32,200円
9	市町村民税課税世帯 所得割額 397,000円未満	39,900円	38,100円
10	市町村民税課税世帯 所得割額 397,000円以上	51,800円	50,000円

【備 考】

- ① 保育料の階層については、市町村民税の額をもって決定いたします。市町村民税の額の決定は毎年6月となるため、直近の所得の状況を反映させる観点から、年度の途中において保育料の変更（見直し）を行います。
4月から8月分保育料 前年度分の市町村民税額にて決定します。
9月から3月分保育料 当年度分の市町村民税額にて決定します。
- ② 保育料は、入園児童の直系血族（父母、祖父母。ただし、世帯の生計が父母の収入により成り立っていると認められる場合においては、祖父母は加算しません。）の市町村民税額により決定します。
なお、同時入園する2人目の児童に係る通常保育料については、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額となります。また、世帯における第3子以降の児童に係る通常保育料については、申請により無料とします。
- ③ この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施がされた年度の4月1日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなします。
- ④ 年収360万円未満相当の世帯の場合は、第1子の年齢に関係なく第2子の保育料を半額とし、第3子以降は無料とします。ただし年収360万円未満相当の世帯で、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯等については第1子を半額とし、第2子より無料とします。
- ⑤ 市町村民税所得割額は、配当控除、寄付金税額控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除及び特別減税前の税額を適用します。
- ⑥ この保育料基準額表は改正される場合があります。

26. 教育・保育給付認定申請について

施設を利用する（給付を受ける）には、本巢市に教育・保育給付認定申請書兼入園申込書を提出し、「教育・保育給付認定（保育の必要性や必要量の認定）」を受ける必要があります。

＜保育の必要性＞

2号認定または3号認定を希望する場合、①の事由のいずれかに該当する必要があります。①の事由の状況に基づき、②の保育必要量を認定します。

①事由	②保育必要量
1 就労（月 60 時間以上） 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障がい 4 同居親族の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動（起業準備） 7 就学 8 虐待や DV のおそれがある 9 育児休業取得時に、既に保育を利用しており、引き続き利用が必要である	1 保育標準時間 （1 日 11 時間までの利用に対応するもの） 2 保育短時間 （1 日 8 時間までの利用に対応するもの）

＜教育・保育給付認定の区分＞

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定（保育標準時間） 2号認定（保育短時間）	保育園 認定こども園
3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間） 3号認定（保育短時間）	保育園 認定こども園 地域型保育事業

＜教育・保育給付認定（有効）期間＞

年齢	認定期間
3歳以上	小学校就学前までを基本期間とします。
3歳未満	満3歳に達する日の前日までの期間とします。

●施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼 入園申込書の記入方法●

1. 「歳児」は令和9年4月1日現在の年齢を記入してください。
2. 「児童の世帯員」欄の記入方法
 - ・入園児童以外の同居者全員（同一住所）を記入してください。
 - ・「勤務先（職業）又は学校名（学年）等」は、入園時点の勤務先または学校名(在籍見込も可)を記入してください。
3. 「認定を希望する期間」は、下記の一覧表を参考に、記入してください。

＜期間の一覧表＞

生年月日	入所時年齢	実施期間（最長）
R8.4.2～	0歳	年少進級前まで
R7.4.2～R8.4.1生	1歳	
R6.4.2～R7.4.1生	2歳	

4. 「認定を希望する施設(事業者)名」欄の記入例
第1希望は基本通園区域の園を記入してください。それ以外の園を第1希望にする場合はその理由(勤務先に近いためなど)を書いた理由書を添付してください。
5. ひとり親家庭や障がい児（者）（児童扶養手当証書、手帳等の写し添付）がいる世帯、入園児童が療育施設等へ通所している世帯は、該当する欄にチェックを入れてください。
6. 入園受付日以降に本巢市に転入される方は、住所の欄に、本巢市の住所の他に、転入前住所（郵便番号）、転入予定日、転入前園名(途中入園の場合)を記入してください。
7. 転入予定の方は、個人番号を記入しないでください。転入後に記入していただきます。

※転入予定の方であっても入園申込書は受付しますが、「申し込み時点で転入予定先が決定していること」及び「入園希望月の前月末日までに必ず本巢市に転入すること」を前提としての受付となります。

保
様

記入例

※黒のボールペンで記入してください。
※写しが必要な場合は、事前に必ずご自身で
コピーしてください。

給付認定申請書兼入園申込書

令和〇年〇〇月〇〇日

本巢市教育委員会教育長 様

保護者氏名

本巢 一郎

(自署)

施設型給付費・地域型保育給付費

転入予定の方は、個人番号を
記入しないでください。

申請及び入園申し込みを行います。

申請に係る子ども	氏 名 (ふりがな) (もとす たらう 本巢 太郎)	生 日 令和 7年 5月 1日	歳児 入園年の4.1現在 1	性別 男・女 男	障害者手帳 有・無 有
個人番号	*****				
保護者住所・連絡先	(住所) 本巢市早野 2 5 5 番地				
	(連絡先) ① 090-0000-0000	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他 ()	② 080-0000-0000	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他 ()	
保育の希望の有無	☒ 有: 保育所、認定こども園 (保育認定)、地域型保育事業所 (小規模保育園等) 企業主導型保育事業所 (地域枠) を希望 ☐ 無: 幼稚園、認定こども園 (教育認定) を希望				

○申請する子どもの同居者全員を
ただし、保護者及び兄弟は別居していても

転入予定の方は、個人番号を
記入しないでください。

入園時点の勤務先または学校
名 (在籍見込可。)

区分	(ふりがな) 氏 名	子ども との 続柄	生 日 個人番号	勤務先または 学校名 (学年) 等	同居別居
子どもの同居者	もとす 一郎 本巢 一郎	父	令・平・昭・大 58 年 6 月 1 日 *****	〇〇株式会社	同・別 同
	もとす はるか 本巢 春花	母	令・平・昭・大 59 年 7 月 2 日 *****	〇〇スーパー	同・別 同
	もとす なつみ 本巢 夏美	姉	令・平・昭・大 27 年 8 月 3 日 *****	〇〇小学校5年生	同・別 同
	もとす ちあき 本巢 千秋	姉	令・平・昭・大 3 年 10 月 5 日 *****	〇〇幼稚園年長	同・別 同
	もとす じろう 本巢 次郎	祖父	令・平・昭・大 31 年 9 月 4 日 *****	〇〇自動車	同・別 同
	もとす みふゆ 本巢 美冬	祖母	令・平・昭・大 35 年 10 月 5 日 *****	〇〇保育園	同・別 同
			令・平・昭・大 年 月 日 *****		同・別 同

○希望する期間、希望する施設名

保育園を継続で利用する場合は、「入園を希望する期間」のみ記入してください。
(認定を希望する期間) 保育園: 最長で年少進級前まで 幼稚園: 最長で
(入園を希望する期間) 保育園: 最長で入園年度末まで 幼稚園: 最長で

保育園は、1年ごとに申請が
必要です。

認定を希望する期間	令和 9年 4月 1日 から	☒ 年少進級前まで ☐ 令和 年 月 日まで	☐ 小学校進学前まで
入園を希望する期間	令和 9年 4月 1日 から	☐ 小学校進学前まで ☒ 令和 10年 3月 31日まで	
希望順	希望する施設名	希望する理由	
第1希望	〇〇保育園	☒ 通園区域 ☐ その他 ()	
第2希望	△△保育園	☒ 家 ☐ その他 ()	
第3希望	□□保育園	☒ 家に近い ☐ 通勤経路上 ☐ 勤務先に近い ☐ 通園区域 ☐ その他 ()	

第1希望は基本は通園区域の園を記入してください。それ以外
の園を第1希望にする時は理由書を添付してください。

保

(裏)

○家庭の状況

ひとり親家庭に該当	☒ 無	☐ 有	☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ その他 ☐ 児童扶養手当の受給有 ☐ 遺族年金の受給有 ※児童扶養手当証書又は福祉医療受給者証(父子・母子家庭等)の写しを添付してください。
生活保護の適用	☒ 無	☐ 有	(年 月 日保護開始)
在宅障害児(者)	☒ 無	☐ 有	障がい者(児)氏名() ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当支給対象児 ☐ 障害基礎年金等受給者 ※手帳の写し等を添付してください。
療育施設等への通所	☒ 無	☐ 有	☐ 幼児療育センター ☐ その他()

○保育を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育が必要な理由	続柄	必要とする理由	
	父	☒ 就労：通勤時間 時間15分 ☐ 疾病・障がい ☐ 看護・介護 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他()	
	母	☒ 就労：通勤時間 時間10分 ☐ 疾病・障がい ☐ 看護・介護 ☐ 求職活動 ☐ 妊娠・出産 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他()	
利用希望曜日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土	利用希望時間	8:00 から 17:00 まで
保育の必要量	☒ 保育短時間(原則的な保育時間8時間)		
	☐ 保育標準時間(原則的な保育時間11時間):父母等の就労時間が月120時間以上必要		
入園保留となった場合の継続申込		☒ 希望する	☐ 希望しない

[同意事項]

- 【情報の収集】保育料の算定・収納のため、同一世帯者を含む市町村民税課税情報、住民基本台帳情報、戸籍情報等必要な情報を保育所担当課が住民基本台帳担当課、戸籍担当課、市税担当課及び福祉担当課から取得する場合があること。また、家庭状況や保育の状況などの情報の提供を保健担当課、福祉担当課、教育・保育施設等に求める場合があること。
- 【情報の提供】保育所等の利用申込の際に収集した情報について、個人情報の保護に関する法律第69条の規定により、保育所等関係機関に提供する場合があること。また、保育料を滞納した場合は保育料収納のため必要に応じ、収納情報などを保育所等に提供する場合があること。
- 【滞納処分】保育料を滞納した場合は、以後の納付義務が発生する保育料は児童手当の支給額の範囲内において、保育料の特別徴収をする場合があること。また、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。
- 【虚偽の申請】申し込みの内容に虚偽があった場合は、利用の内定が取り消されたり、退所となったりする場合があること。

[誓約事項]

- 【保育料の納入】保育料は、納期限までに必ず納付すること。
- 【書類の提出】就労状況など保育を必要とする事由を証する書類の提出を求められた場合は、方法や期限に従い提出す
- 【その他】世帯状況や就労状況などに異動や変更があり、保育を必要とする事由が認められなくなった場合は、退所すること。また、世帯構成、保育を必要とする事由など、申込内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
- 【転入前の申し込み】転入前に入園申し込みをする場合、申し込み時点で転入予定先が決定していること。また、入園希望月の前月末日までに必ず本巢市に転入すること。

保護者氏名 本巢 一郎 (自署)

※表面に書かれた方と同じ方の氏名をご記入ください。

※本巢市記載欄

個人番号	☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号記載の住民票等 ☐ その他()				
本人確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ その他()				
区分	同時入園申込	支給認定番号	認定区分等	支給認定期間	入園決定園
継・転・新 続・園・規	同 時 市条件	子	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標 ☐ 短)	~	第 第 第 1 2 3
備考					

就労証明書

見本

本巢市教育委員会 宛

■この証明書は保育施設の利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労の状況を把握するための資料です。施設の利用決定のほか延長保育、預かり保育や留守家庭教室にも利用する資料となりますので正確にご記入ください。
■証明者は就労を証明できる人であれば必ずしも雇用主でなくても結構です。(例:営業所長、店長、人事課長、所属長等)
■保育所利用には月60時間(休憩時間を除いた時間)以上の就労が必要です。
■きょうだいなど2人以上の児童がいる場合は、2人目以上の申請書には就労証明書を添付。

証明日	西暦	2026	年	7	月	1	日
事業所名	●●株式会社						
代表者名	●● ▲▲						
所在地	本巢市早野〇〇番地						
電話番号	058	—	323	—	●●●●		
担当者名	□□ □□						
記載者連絡先	058	—	323	—	●●●●▲		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄														
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☒ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()														
2	フリガナ	モトス タロウ														
	本人氏名	本巢 太郎							生年月日 1995 年 5 月 28 日							
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)		2018 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日										
4	本人就労先事業所	名称		●●株式会社												
		住所		本巢市下真桑〇〇番地												
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()														
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間 189 時間 00 分 (うち休憩時間 1260 分)					
		☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐							
		一月当たりの就労日数			月間 21 日			一週当たりの就労日数			週間 5 日					
		平日 8 時 30 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)														
		土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)														
		日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)														
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間 分 (うち休憩時間 分)										
		就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日										
		主な就労時間帯・シフト時間帯		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)												
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	2026	年	4	月	年月	2026	年	5	月	年月	2026	年	6	月
		21 日／月		189 時間／月		18 日／月		162 時間／月		22 日／月		198 時間／月				
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中														
		期間		年 月 日 ~ 年 月 日												
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み														
		期間		年 月 日 ~ 年 月 日												
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由		☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()												
		期間		年 月 日 ~ 年 月 日												
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中		期間		年 月 日 ~ 年 月 日										
		主な就労時間帯・シフト時間帯		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)												
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無														
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定														
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否														
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否														
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日														
18	備考欄	※農業の人はヘクタール(耕作面積)を記入してください														
19	保護者記載欄	児童名		生年月日				施設名		☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)						
		本巢 夏美		2018 年 7 月 2 日				●●留守家庭								
		児童名		生年月日				施設名		☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)						
		本巢 千秋		2024 年 4 月 16 日				●●幼稚園								
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)						
				年 月 日												

保育の実施申立書

本巢市教育委員会

記入例

児童名	生年月日	現在の所属（施設名）
本巢 太郎	R7. 5. 1	〇〇保育園
本巢 千秋	R3. 10. 5	〇〇幼稚園
	.	.

申立書（保育ができない方）

令和〇年 8月 1日

氏 名	本巢 春花	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
児童との続柄	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他（ ）		
住 所	本巢市〇〇〇〇〇▲▲▲番地		

次の理由により、申請園児の保育ができないことを申立てます。

区分 (□に✓を入れること)	申立内容(保育ができない理由の詳細を記入)	必要な添付書類 (複数記載の場合は1つで可)
☐ 出 産	分娩予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	・ 母子健康手帳の表紙及び分娩予定日が分かるページの写し
☐ 疾 病	病 名・症状名： _____ 詳しい状況： _____ _____	・ 医師の診断書 (できる限り、療養等に必要な期間が記載されていること)
☐ 障 が い	手帳の種類：療育手帳 _____ 障害者手帳 _____ 級 詳しい状況： _____ _____	・ 各種手帳の写し ・ 医師の診断書など
☐ 介護・看護	対象親族の氏名： _____ 児童との続柄： _____ 要介護状態区分：要介護 _____ ・ 要支援 詳しい状況： _____ _____	・ 介護保険被保険者証の写し ・ 介護保険資格者証の写し ・ 医師の診断書など
☐ 災 害	災害名： _____ 発生日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 詳しい状況： _____	・ 罹災証明書
☐ 通 学	学校名・職業訓練校名： _____ 時間： _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分 (平均)週 _____ 日	・ 学生証や在学証明書の写し ・ 就学期間、時間、曜日、日数が分かる書類の写し
☒ その他 (上記以外の理由)	詳しい状況： 求職活動中 _____ ※ハローワークカードの写しを添付してください。 _____	・ 状況を証明できる書類

※ この申立書は、次の内容や事業にも利用する場合があります。
(入所保育所等への写しの提供、幼稚園預かり保育、留守家庭教室)